

令和8年4月9日

保護者 様

豊岡市教育委員会

震度5弱以上の地震発生、津波警報・大津波警報発令の場合の対応について

このたび、子どもたちの安全を確保すること、災害に迅速かつ適切に対処することを目的とし、一定震度以上の地震発生、津波警報等発令の際の対応を下記のとおり決めました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 一定震度以上の地震

豊岡市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、市立全学校園において、次の対応とします。

	対 応
16時30分から24時までに 震度5弱以上の地震が発生	翌日を一齐臨時休校園
0時から8時までに 震度5弱以上の地震が発生	当日を一齐臨時休校園

※ 震度の発表は、「豊岡市」ではなく「豊岡市〇〇町（観測地点ごと）」となる場合がありますが、保護者の帰宅やライフライン等は地域を越えて影響があると考えられるため、市内のどこか1つの地点でも「震度5弱」以上と発表されれば、市立全学校園で同じ対応をとります。

※ 地震発生時に在籍、在園している園児児童生徒は学校園に一時避難させます。（余震、津波、避難指示等により、他の場所に避難することがあります。）

2 津波警報等

兵庫県北部に発令された「津波警報」もしくは「大津波警報」が解除されていない場合、港認定こども園、港小学校、港中学校、城崎小学校、城崎中学校、竹野認定こども園及び竹野学園において、次の対応とします。

	対 応
発令された「津波警報」もしくは「大津波警報」が、 6時までに解除されていない場合	当日を臨時休校園

※ 津波警報等が解除されている場合でも、地域、学校園の状況に応じて、各校園長の判断で臨時休校園とする場合があります。

※ 警報等発令時に在籍、在園している園児児童生徒は学校園に一時避難させます。（余震、津波、避難指示等により、他の場所に避難することがあります。）

3 その他

登校、登園の再開については、校舎等の安全が確認され、教育活動、保育活動の再開が可能となりましたら、学校園一斉メール、防災行政無線等で連絡をします。